

労働者派遣事業に係る情報提供

本事業所における労働者派遣事業に係る情報は以下の通りです。

事業所の名称	公益社団法人 茨城県シルバー人材センター連合会 かすみがうら市事務所
所在地	〒300-0121 かすみがうら市栄倉 5 4 6 2 かすみがうらウェルネスプラザ内 (TEL: 029-898-3130)

派遣労働者数	令和8年 6月1日付	43 人
--------	------------	------

派遣先事業所数	令和7年度	13 件
---------	-------	------

令和7年度 労働者派遣料金の平均額（派遣労働者1人1日（8時間）当たり）	11,452 円
令和7年度 労働者の賃金の平均額（派遣労働者1人1日（8時間）当たり）	8,872 円
マージン率	22.5%

* マージンに含まれる内容
派遣労働者の年次有給休暇分賃金および教育訓練実施時の賃金、教育訓練費用、労災保険料、消費税、損害賠償保険料、管理費（事務費・人件費）等
公益法人のため、事業維持のための一時的かつ最低限の留保分を除き、一般企業の純利益に対応する利益相当額はありません。

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等（いわゆる同一労働同一賃金ルール）】

- ・ 上記労使協定は締結しておりません。シルバー派遣では、派遣先で派遣労働者と同種の業務に従事している人（仕事内容、責任の程度、転勤や昇進の範囲が同じような者＝比較対象労働者）と「均衡」を図り、派遣労働者の待遇を決めていく「派遣先均等・均衡方式」を採用しています。

【派遣労働者のキャリアアップに関する事項】

- ・ 教育訓練（令和7年度計画）

教育訓練の種類	時間数	対象者	実施方法	実施主体
入職時研修（マナー等）	1 時間	初めて派遣で働く労働者	Off-JT	派遣元（事務所）
運転業務従事者講習	4時間	受講を希望する派遣就業労働者 ＊年度により実施する講習は異なります。	Off-JT	派遣元（本部）
接遇再入門講習	4時間			
食品衛生責任者養成講習	6.33時間			
救急法基礎講習	4時間			
労働者の費用負担		これらの教育訓練について 費用負担はありません。		
給与支給状況		これらの教育訓練は 有給で行います。		

- ・ キャリアコンサルティング
希望する派遣会員に対し、シルバーでの派遣就労とキャリア形成に関する専門職員が相談に応じます。

【福利厚生】

- ・ 労災保険、年次有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください）
- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。